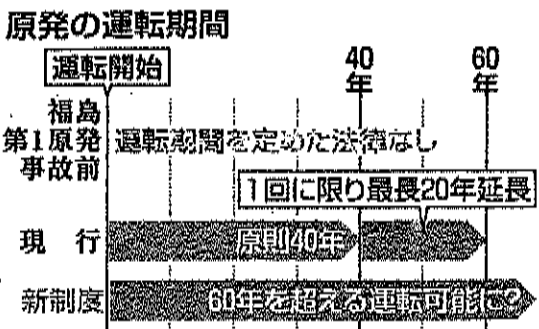


原発最長60年規定削除

規制委 政府の活用方針沿う

原子力規制委員会の山中伸介委員長は五日の記者会見で、原発の運転期間を原則四十年、最長六十年とするルールが原子炉等規制法から削除される見通しを示した。電力の安定供給や脱炭素促進などに向け、原発を最大限活用する岸田政権の方針に沿う対応で、六十年超の運転に道を開く政策転換になる。



経済産業省が同日、運転期間に関しては利用政策を扱う経産省所管の法律で定

め直す方針を示し、規制委側は容認した。規制委は運転期間にかかわらず、老朽化した原発の安全性が維持されているかどうかを原発ごとに確認する仕組みを整える。山中氏は「厳正な規制がゆがめられることは決してないと断言できる」としているが、規制委の対応は議論になりそうだ。

運転期間の規定は東京電力福島第一原発事故を踏まえた規制改革の象徴として原子炉等規制法の改正で導入され、規制委の所管になった。原発運転は原則四十年と定められ、規制委が認めれば一回に限り最長で二十年延長できる。

規制委は、運転延長は政策判断だとして意見を述べない立場を確認。その上で山中氏は「上限を決めるのは、科学的、技術的には不可能だ。運転延長の認可が四十年に一回しかないの

は大問題で、議論すべきだ」とも話した。また「経年劣化が進めば進むほど、規制基準に適合するかの立証は困難になる」と指摘した。

規制委は同日の定例会合で、経産省の担当者から、政府の検討状況について聴取。担当者は原発再稼働に向けた規制委の審査が長期化していることから、審査に伴う長期の稼働停止を運転期間に算入せず、実質的に延ばすことも論点になる可能性を示した。